

緊急除雪作業報償制度

異常降雪時※に事前登録した団体が緊急的に市道除雪を行った経費の一部を報償金として支給します。

※大雪災害対策本部が設置されている期間のうち、除雪事業者による市道除雪が一時的に困難となった場合等とします



対象者

除雪作業の実施前に**事前登録**を行った下記団体

- 町内会（自主防災組織）
- 町内会の組、班

対象箇所

30m以上の市道（車道のみ）

報償金の構成

- 除雪機械の借上費

機種	仕様	基準額
中型除雪機 以下	除雪幅1,000mm未満	10,000円
大型除雪機	除雪幅1,000mm以上	15,000円

- 除雪機械の燃料費 市道除雪 1 mあたり40円
- 除雪労務費 除雪延長 1 mあたり50円

例：中型除雪機（ハンドガイドなど）を用い、市道を1日100m除雪した場合
機械（10,000円）＋燃料（40円×100m）＋労務（50円×100m）＝ 19,000円

1期間あたり 1団体5万円を上限とします

申請方法

- 事前提出書類
提出時期：除雪作業前までに
① 事前登録書
(電話での登録も可能)

- 事後提出書類
提出時期：除雪作業後速やかに
① 実績報告書
② 除雪作業を行った際の写真
③ 除雪作業を実施した路線図面
④ 除雪機械の写真
(借上市基準額を希望する場合のみ)



お問合せ先（事前登録、実績報告等について）

道路課雪対策室（合併前、三和区、名立区、頸城区）
TEL：025-526-5111（内線1614、1617）／ FAX：025-526-3525
E-mail：snow@city.ioetsu.lg.jp

浦川原区総合事務所（浦川原区、安塚区、大島区） TEL：025-599-2301
柿崎区総合事務所（柿崎区、大潟区、吉川区） TEL：025-536-2211
板倉区総合事務所（板倉区、牧区、中郷区、清里区） TEL：0255-78-2141